

吉野川市創業者無担保資金保証制度

吉野川市在住で、徳島県中小企業者向け融資制度「創業者無担保資金」を利用して、吉野川市内で新たに創業される方や創業後5年未満の方は、資金調達のための保証料率がゼロになります。

【徳島県中小企業者向け融資制度「創業者無担保資金」】

1 融資対象

県内で新たに事業を開始しようとする方（開業後5年未満を含む）で、次の各号のいずれかに該当する方

- (1) 事業を営んでいない個人で、1か月以内に新たな事業を開始する具体的計画を有するもの
- (2) 事業を営んでいない個人で、2か月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの
- (3) 事業を営んでいない個人で事業を開始した日以後5年を経過していないもの
- (4) 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの
- (5) 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部または一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの
- (6) 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部または一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの。
- (7) 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないものであって、新たに中小企業者である会社を設立したもの（以下、「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部または一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日以後5年を経過していないとして、上記（4）に掲げる創業者とみなされるもの。

〈あったかビジネス支援枠〉

上記に加え、創業促進・あったかビジネス支援事業において徳島県から事業計画を認定された者

2 融資金額

1企業者 3,500万円以内

3 融資期間

運転資金 6年以内（据置期間2年以内）

設備資金 8年以内（据置期間2年以内）



4 融資利率・保証料率

	一般枠	あったかビジネス支援枠	あったかビジネス支援枠 (女性)
融資利率	2.25%以内	1.95%以内	1.55%以内
保証料率	0.50% ↓ 0.00% (吉野川市在住の方が吉野川市で創業の場合)	0.10% ↓ 0.00%	0.00%

(注) 保証料率については、スタートアップ創出促進保証の対象となる場合は0.10%、事業者選択型経営者保証非提供制度の対象となる場合は0.25%もしくは0.45%が上乘せとなります。

○スタートアップ創出促進保証・・・経営者保証不要で創業資金の調達をサポートする制度

○事業者選択型経営者保証非提供制度・・・保証料率上乘せを条件として経営者保証を提供しないことを選択できる制度

(注) あったかビジネス支援枠(女性)とは、「創業促進・あったかビジネス支援事業」において、事業計画を認定された女性(法人の場合は代表者)が融資を利用する場合の条件を規定したもの

【融資のお申込みは、取扱金融機関へ】 阿波銀行、徳島大正銀行、四国銀行、徳島信用金庫

【お問い合わせ】 吉野川市 産業経済部 商工観光課

吉野川市鴨島町鴨島 1 1 5 番地 1

TEL:0883-22-2226 FAX:0883-22-2237